

達成度

- 5 目標を完全に達成した。
- 4 目標を概ね達成した。
- 3 目標を一部達成した。
- 2 目標をほとんど達成できなかった。
- 1 目標をまったく達成できなかった。

生活環境課の目標（平成20年度）自己評価書

生活環境課長 福田和弘

個別事業とその目標	達成度	目標達成の効果又は達成できなかった理由等
<p>1 ごみの減量化</p> <p>ごみの減量化では、よりいっそうの分別の徹底を住民にお願いし、資源となるごみを回収しリサイクルの輪を大きくしていく必要があります。現在のごみ分別の中で、燃やせないごみとして回収され埋め立て処分されているごみは、今一度確かめていただければ燃やせるごみや資源として回収できるものも多くあるのが現状のため、さらなる分別をお願いするため、ごみ処理マニュアルの作成や公報等による啓発に努めます。</p>	4	<p>生活環境課の記事を広報ニュースイの全号に入れた。 21年度においてごみ処理マニュアルを作成する。 2009年度版「テレパルすい」にごみ処理マニュアルを掲載</p>
<p>2 不法投棄対策</p> <p>不法投棄対策としては、各地域の環境美化活動や地域清掃活動を支援し、定期的な美化活動を実施することによりいわゆる「ポイ捨て」されにくい地域づくりを目指しています。しかしながら、相変わらず「ポイ捨て」は後を絶たず、これらのごみは町と不法投棄等監視員との協働による定期的な活動を実施して回収を続けておりますが、監視員の行動だけでは限界があります。そこで、きれいな町づくりを推進するために地域ごとの具体的な行動を促し、不法投棄を「しない。させない。ゆるさない。」を合言葉に住民との協働をより進めていきます。</p>	4	<p>環境美化団体が4 6 月1回の監視員との協働による散乱ごみの回収は順調に行われている。 実施前後に該当地区の各区（自治会）長に連絡し広報及び啓発。</p>
<p>3 生活環境の保持</p> <p>生活環境保持のため排水対策や河川等の水質浄化対策のほかに、宅地化された空き地に繁茂した雑草等の除去に関する条例（いわゆる「草刈り条例」）の周知徹底を目指し、管理者である土地所有者等の管理責任を明確にして近隣に居住する住民の迷惑防止に努</p>	4	<p>草刈り条例では、町による受託はまったく行われていない。 該当地区の各区（自治会）長との連名の依頼文により、除</p>

<p>めます。そのため、土地所有者等が自ら土地の適正管理に努めるよう指導を強化します。</p> <p>その上で、協力頂けない土地所有者等には住民との協働で空き地の適正管理をお願いし近隣住人の不安を解消するよう努めます。</p> <p>4 チャレンジ目標</p> <p>住民生活に密着した業務であり、住民が安心して快適に日々暮らしていけるように今行われている一つ一つの業務を常に見直し、行政課題を的確に把握することによって多様化する住民の要望を整理しその解決の道を探るため、行政・住民双方が話し合うことにより生活環境の改善に努めます。</p>	<p>3</p>	<p>去率は90%以上の効果がでている。</p> <p>平成21年度からは高度処理型合併浄化槽設置の場合補助するよう補助要綱を改正し、印旛沼流域自治体としての責務を果たす。</p> <p>窓口や電話での苦情が非常に多くなっている。そのほとんどがいわゆるご近所トラブルで不法投棄、動物、草、木、音、におい等です。</p> <p>なるべく直接会って説明してもご理解が得られず対応に苦慮している。</p>
---	----------	---